

2007年統計法といわゆる「基本計画」について : 統計調査（実査）の側面から

浜砂, 敬郎
九州大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/18237>

出版情報 : 経済學研究. 77 (1), pp.27-44, 2010-06-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

2007年統計法といわゆる「基本計画」について

— 統計調査（実査）の側面から —

浜 砂 敬 郎

はじめに

わが国では、戦後60年間その基本的性格を保持してきた統計法が2007年に大きく改正されることによって、統計委員会が設置され、政府統計全体の体系的な整備を進める「司令塔」としての機能を担うこととなった。統計委員会の「司令塔機能」は、基本的には、「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ための「基本的な計画」（統計法第4条第2項、以下『基本計画』『総務省（2009）』と略称）の策定と、政府統計を基幹統計と一般統計に区分する基幹統計制度によって発揮される。内閣に答申される『基本計画』案の策定権限は総務大臣にあって、その策定においては、統計委員会の意見が聴取されなければならない（統計法第4条第4項）。また、統計法は基幹統計の重要性（第2条第4項）を公示し、「基幹統計に係る事項」は一般統計のそれと区別して『基本計画』に記載することを定めているから、『基本計画』第2章「公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」は基幹統計を中心に述べられている（第4条3項）。基幹統計にたいする総務大臣の指定権（第2条第4項）を定め、指定にたいして統計委員会の意見聴取（第7条第1項）を義務づける条文も、それと同根の政府統計全体の整備にかんする措置規定

であろう。

今回公表された『基本計画』については、すでに様々な評価が寄せられている。評価の論点を整理することは容易ではないが、政府統計関係者からは、政府各省庁間の調整にかんする課題、分散的な統計機構にたいする統計委員会の計画・調整権限のあり方と権限の強弱、統計調整官庁の多元性と統計政策の有効性、統計情報の多様化にたいするData Policyの必要性と、どちらかといえば、統計システムにかかわる統計行政論的な肯定的あるいは消極的な評価が多いように見受けられる。それにたいして、中央政府の統計調査における実査過程を背負う地方自体関係者からは、実査機構の財政的組織的な保全措置と統計調整機能の強化による統計調査の整備措置（＝重複負担の除去等）に強い要望と期待感が寄せられている。

（註）（以上、「竹内啓他（2009）」より。と

は、とくに「座談会：『公的統計整備基本計画』」における森博美・川崎茂、衛藤英達発言と松田芳郎「岐路に立つ日本の統計行政」および大友篤「『公的統計整備基本計画』に対する意見」より、は、井上達夫「統計制度改革の原点に関する基本的な計画」は、上述の「座談会」森博美発言より、とは、とくに吉岡正和「公的統計の体系的整備と司令塔機能」および岡本和子「『公的整備基本

計画』——実査を担う立場から——)、なお、上記の大友論文と松田論文には、いろいろな統計調査に細かに立ち入って、『基本計画』にたいしているいろいろな批判や指摘がなされている。それはいくつかの統計調査の統計概念や調査方法にかんする個別的な論点であって、本稿では、『基本計画』の基本的な特徴と政府統計の全体的な動向を具体的に表象するかぎりにおいて、個別的な論点を取りあげる。また、大友論文にある新しい統計需要にたいして作成される基幹統計の「後行性」にかんする指摘には、基幹統計と一般統計の情報的な関係（後者の前者に対する先行性）にかんする論点として、一般的に考察する（註終）。評価や期待の多くは、いずれも分散型統計システムに基因する基本的な論点にかかわっている。本稿では、政府統計の調査（実査）方法の側面から、統計法と『基本計画』とが提起している問題点を考察する。分散型統計システムの性格と特徴は、そのシステムの俎上で進行する統計作成の方法に投影せざるを得ないからである。

(1) 基幹統計の作成にかんする課題

先述したように、統計法は第4条第2項において『基本計画』の内容を定めている。公表された『基本計画』も、統計法の規定にそった章別構成をとっている。重複を避けるために、各章の章題と規定の対応関係を示しておこう。

『基本計画』（「総務省（2009）」）
 統計法
 第1章 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

第4条第2項第一号

第2章 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第4条第2項第二号

- 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備
- 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
- 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

第3章 公的統計の整備を推進するために必要な事項 第4条第2項第三号

第4章 基本計画の推進・評価等 第50条

本稿では、政府統計全体の整備に直接にかかわる第2章を中心に考察する。第2章第1節「統計体系の根幹となる『基幹統計』の整備」は、3つの項、「(1)基幹統計の指定にかんする基本的な考え方、(2)基幹統計の整備に関する方向性」、および(3)「国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性」から構成されている（「総務省（2009）：7 - 8」）。第1項では、基幹統計の指定基準として、「全国的な政策の企画・立案・実施において特に重要な統計、民間の意思決定や研究活動に広く利用の統計、国際条約又は国際機関の計画で作成要求、国際比較にて特に重要な統計」と、統計法第2条第4項4の基準規定がそのまま記載され、さらに指定判断の「判断要素」が9つ挙げられている（「総務省（2009）：7 - 8」）。ここでは、それをキーワードによって、紹介しておこう。

9つの「判断要素」： 国民生活、地方公共団体、人物の国際的流れ、月例経済報告、法令による結果利用、重要加工統計の基礎統計、国連、国際条約、広範な結果利用
 第1項に基幹統計の指定基準が示され、第3項において、三つの基幹統計の重要性が強調されていることは、政府統計の公共性＝「社会的な情報基盤性」に関心を寄せる者にとっては、画期的な意義をもつと考えられるから、別稿に

において、調査目的の観点から改めて考察する。

第2項「基幹統計の整備に関する方向性」は、『基本計画』別表（「総務省（2009：65 - 70）」）において、「1 指定統計のうち基幹統計に移行する統計、2 新たに基幹統計として整備する統計、3 将来の基幹統計化について検討する統計」に区分して述べられている。

戦後旧統計法のもとで、指定統計として承認されてきた統計は、121である。それから、1) 地方自治体の一回切りの統計調査による統計が12、2) 中央省庁の一回切り統計調査と臨時的・短期的な統計調査による統計が、それぞれ17と6、および3) 中央省庁が一定期間、その作成を継続してきた統計で、今日、中止されているか指定統計でない統計29（廃止：9、改編13、根拠法規の変更：7）を控除し、事業所企業統計調査とサービス産業調査は経済センサスに統合されたことを考慮すると、56の指定統計が残る（本稿末尾の別表参照：2006年12月時点、『総務省政策統括官（2008：389 - 397）」「指定統計一覧」より作成）。

統計委員会の審議によって、既存の指定統計群のうち、基幹統計として43の統計（含：国勢調査、経済センサス）の存続が明記されている（『基本計画』：65）。そして、つぎのような改編の答申がなされている（同：65 - 67）。

生産動態統計調査に関連する6つ統計調査の統合を検討すること（平成21年検討開始平成25年までに整備を図る）

労働・雇用統計を体系的に整備する観点から、給与関係の2つの指定統計（民間給与実態調査、地方公務員実態調査）と国家公務員給与実態調査の位置づけを検討すること（平成21年度中に結論）

船員労働統計の賃金関係統計群における労

働・雇用統計を体系的に整備する観点から、その位置づけを検討すること（平成21年度中に結論）

埋蔵鉱量統計を一般統計に移管すること（平成26年度までに措置）

『基本計画』の別表に記述がない指定統計は、つぎの4統計である。

1) 商工業実態基本統計、2) 特定機械設備統計、3) 屋外労働者職種別賃金統計、4) 船舶船員統計

前2者については、「統計委員会第2作業部会（2008）：37 - 38」の報告には、休止状態にあり、基幹統計にすべきではないとあるが、『基本計画』には明示されていない。後2者には、「第3作業部会報告（2008）」でも、『基本計画』でも、審議された記録は見受けられない。

したがって、51～56の指定統計が基本的には基幹統計または一般統計として存続する（以下『存続統計群』と略称）。『存続統計群』は、もともと指定統計であっただけでなく、統計委員会において、その今日的な必要性にかんする再検討を受けた統計群である。したがって、それは、政府統計の体系において重要な部分を構成すると考えられる。ここでは、政府統計全体が内包する問題点を明らかにするために、『存続統計群』を調査方法、とくに実査方法に焦点を絞って整理してみよう（表1参照「総務省政策統括官（2008）」より作成）。

表左側の上段に配列した（太線枠の部分）統計群は、おもに総務省統計局が実施している世帯統計であって、その統計調査の母集団フレームが国勢調査によって作成されている指定統計である。この調査統計群の実査は、調査票の配布と回収に統計調査員を投入する調査員調査である。

表 1 基幹統計(旧指定統計)の実査方法

番号	調査名	作成機関	調査法1	調査法2 (母集団)	調査法3 (実査法)	調査系統	番号	調査名	作成機関	調査法1	調査法2 (母集団)	調査法3 (実査法)	調査系統
1	国勢調査	総務	全	調査	調査 郵送	地自	1	経済センサス	総務	全	事・企+AR	調査法3 (実査法)	地自
2	就業構造基本調査	総務	標	国調査区	調査員(民委移行)	地自	2	法人企業統計	財務	標	AR+調	郵送+On	出先
3	労働力調査	総務	標	国勢調査	調査員	地自	3	経産省企業活動基本統計	経産	全	企・事?	郵送+On	直接
4	住宅・土地統計	総務	標	国調査区	調査員	地自	4	法人土地基本統計	国交	全	事企+法企	郵送	地自
5	国民生活基礎統計	厚労	標	国調	調査員	出先+地自	5	科学技術研究調査	総務	全	事・企(民委移行)	郵送+On	直接
6	社会生活基本統計	総務	標	国調査区	調 調+郵	地自	6	人口動態調査	厚労	全	AR	郵送+On	出先+地自
7	家計調査	総務	標	国調	調査員	地自	7	学校基本調査	文科	全	AR	郵送+On	直接 or 地自
8	全国消費実態調査	総務	標	国調査区	調査員	地自	8	学校保健統計	文科	標	AR	郵送+On	地自
9	屋外労働者職種別賃金	厚労	標	事企	調査員	出先	9	学校教員統計	文科	全	AR	郵送+On	出先
10	作物統計	農水	標	農林七	職員	出先	10	社会教育調査	文科	全	AR	郵送	地自(教委)
11	個人企業経済調査	総務	標	事企	調査員(民委移行)	地自	11	医療施設統計	厚労	全	AR	郵送	出先+地自
12	工業統計調査	経産	全	企・事?	調査員	地自	12	患者調査	厚労	標	AR	郵送	出先+地自
13	商業統計	経産	全	企・事?	調査員	地自	13	埋蔵鉱量統計	資源	全	AR	郵送 同+On	出先
14	工商業実態基本統計	経産	標	事+工商	調査員	地自	14	建築着工統計	国交	全	AR	郵送+On	直接(県)
15	小売物価統計	総務	標	事企、国調	調査員	地自	15	建設工事統計	国交	全	AR	郵送+On	地自(or直接)
16	全国物価統計	総務	標	商業	調査員	地自	16	地方公務員給与実態調査	総務	全	AR	郵送	地自
17	農林業センサス	農水	全	調査	調査+職員	出先+地自	17	民間給与実態統計	国税	標	AR	郵 同+On	出先
18	漁業センサス	農水	全	調査?	調査員+職員	出先	18	船舶船員統計	国交	全	AR	郵送+On	出先
19	賃金構造基本統計調査	厚労	標	事企統	調査員	出先	19	内航船舶輸送統計	国交	全	調査	郵+On	出先
20	港湾調査	国交	全	AR	調査+On	地自	20	船員労働統計	国交	標	母調査	郵送+On	出先
21	毎月勤労統計調査	厚労	標	事企統	郵(大)+調(小)	地自	21	特定機械設備統計調査	共管	全	工業、生動	郵送	直接
22	自動車輸送統計	国交	全	AR	調+郵+On	出先	22	ガス事業生産動態統計	経産	全	工業、生動	郵送	直接
23	特定業種石油等消費統計	経産	全	?	調+郵+On	地自	23	造船機械統計	国交	全	AR	郵送+On	出先
24	石油製品需給動態統計	資工	全	AR+調査	調査+On	直接+民委	24	業事工業生産動態統計	厚労	全	AR	郵送+On	出先
25	農業経営統計	農水	標	農林七	職・調 同+郵	出先	25	鉄道車両等生産動態統計	国交	全	AR	郵 同+On	出先
26	海面漁業生産統計	農水	全	AR+	調+職+郵	出先	26	経産省生産動態統計	経産	全	工業	郵+O+調	出先+地自
27	牛乳乳製品統計	農水	全	AR	調査 or 郵送	出先	27	特定サービス産業実態	経産	全	企事+AR	郵送+調査員	地自
28	製材統計	農水	全	P AR	調(構)+郵(経)	出先	28	商業動態統計調査	経産	全	商業+AR	郵送+調査員	地自

注：1) 作成機関は省庁名、2) 調査法1の全は全数調査、標は標本調査を示す、3) 調査法2は母集団フレームの設定法、ARは行政記録、または業界名簿等、?は不確実、4) 調査法3は、は回収法、調査は調査員調査、郵は郵送法、Onはオンライン法 5) 調査系統の地自は地方自治体経由、出先は中央省庁の地方出先機関経由

表の同じ左側の下段にある統計群太点線枠の部分は、母集団フレームが事業所・企業統計調査によって作成され、統計実査は調査員調査である。

他方、表右側の上段に位置する統計調査（太線の枠内）は、統計実査における調査票の配布と回収ともに郵送またはオンラインによって行われている事業・企業調査である。両側のその他の部分は、調査員法と郵送・オンライン法が併用されている混合調査である。

概括すると、統計実査に調査員を投入しないで、完全に郵送法、まオンライン法を利用している基幹統計の調査数は24に登り、統計実査を調査員法によっている基幹統計調査数19を超えている。この数字には、それぞれ経済センサスと国勢調査は含まれていない。調査員法と郵送・オンライン法が併用されている混合調査を入れると、40調査近くの基幹統計調査に、郵送法が全部的ないしは部分的に導入されている。さらに、あとで紹介するように、一般統計群には、郵送法が全面的に採用されている。したがって、調査方法として郵送法が内包している問題点は、政府統計の整備に全体的にかかわる基本的な論点とおもわれる。しかし、それが統計委員会において審議された形跡を見ることはできない。

『基本計画』は、第3章「公的統計の整備を推進するために必要な事項」の第1節「効率的な統計作成」において(1)行政記録情報等の活用と(2)民間事業者の活用について答申している（「総務省（2009：21 - 23）」）。また第4作業部会報告は、第2章「第2節 統計の作成関係」において、「1 行政記録情報の活用、2 民

間事業者の活用の在り方、3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実」にかんする審議結果を記載している（「統計委員会第4作業部会（2008：3 - 15）」）。両者ともに、調査方法として郵送調査法が内包する問題点についてはまったく触れていないどころか、つぎのように、統計実査の民間委託化を促進する技術的な要因として捉えている。

「郵送による実査業務、照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。」（「総務省（2009：23）」）

したがって、上述してきた『存続統計群』の作成状況と合わせて考えると、今後、多くの基幹統計における統計実査が民間事業者に委ねられていく可能性は高いと考えられる¹⁾。

ところで、郵送調査の拡大は、単純に調査方法的な論点に止まらない問題点を提起している。統計実査を調査員が担う統計調査では、調査員が調査区を巡回することによって、調査対象者を直接に確定し、調査協力を依頼し、さらには調査票を回収し、記入内容を審査する（表2参照）。それにたいして、郵送法による統計調査では、被調査者に直接に接触することはできないから、それにたいする代替措置として、調査票の郵送（発送と返送）と文書による通知によって、統計「実査」が進められる。

したがって、郵送調査の第1の問題点は、調査対象者を把握する方法である。それは、一つには、調査対象者を包摂する母集団フレームを確定する全数調査型の統計調査に、二つには、行政記録、許認可登録簿や業界名簿から作成す

1) 2005年日本統計学会全国大会企画セッション『政府統計制度の再構築に向けて』において配布された資料6 - 「統計事務の種類別民間委託の状況」によると、56の指定統計のなかで、実査を民間業者に委託している統計は、11（19.6%）となっている（2004年3月末）。

表2 調査員調査と郵送調査

実査の機能	被調査者の把握	被調査者との接触	回収・審査	実査の基本性格
調査員調査	巡回・調査区図・被調査リストの作成	・調査員の訪問 ・協力依頼 ・説明・説得	・調査員の訪問 ・審査	・実地踏査 ・対面接触
郵送調査	母集団リスト+郵送	・書面による通知・依頼(郵送) ・電話等による接触・確認・督促	・郵送 ・審査業務の間接化	・間接性 ・再調査による接触

る統計レジスターにもとづく。郵送法を採用している24の基幹統計調査のなかで、統計レジスターに依存する統計調査は16に登っている。統計レジスターの更新は統計調査によってできるが、それによってさらに統計レジスターのデータソースとなる行政記録や許認可登録簿を更新することはできない。そのために、統計システム側では処置できない行政レジスターの更新度を高める方法手続と精度(全数性と完全性)を確保する技術的な措置、さらにはそれを統計システムにおいて補完する方法手続を開発・設定することが新たな行政的または統計的な課題として生成する。

統計委員会では第2作業部会が、ビジネスレジスターとその作成のための経済センサスについて審議している。審議内容を要約すると、つぎのようである(「統計委員会第2作業部会(2008):14-15」)。

- 1) 経済センサスによって、統計調査によらなければ獲得が容易でない企業・事業所情報(従業員数等の事業所属性情報や企業間関係情報等)を確定し、企業・事業所の設立・改廃状況を把握すること
- 2) 行政レジスター(法人登記簿、雇用・労働保険・厚生年金等の行政記録等)の相互対照

によって、ビジネスレジスターの更新度を高め、企業・事業所情報を獲得すること

- 3) 行政記録側の事業所・企業識別番号と統計システム側の識別番号を対応づけることによって、ビジネスレジスターの企業・事業所情報を豊富化すること
- 4) ビジネスレジスターとセンサス統計(工業統計や商業統計等)や貿易統計のデータ連結を行うこと
- 5) 公表されている企業情報(有価証券報告書、特許出願情報等)を活用すること

ここでは、いろいろな行政登録簿の相互対照と連結が、個別情報の精度を高め、把握事項を増加させるための方法手続きとして捉えられている。しかし、諸外国の先進的な経験によると、行政登録簿における個別情報の精度と更新度が把握されておらず、登録事項が整合しないときには、それは、小さくない混乱をもたらす要因となる(「浜砂敬郎(2008):1-9」)。もとより、統計登録簿を策定していくためには、行政個別情報と統計単位情報の情報的な相違(例えば、前者の非単位性や非同時性と後者の単位性と同時性)や法制度的な条件の相違(例えば、前者の個別的非匿名的利用と後者の匿名的集計的利用)を具体的に認識した情報転換モデルと

データ連結モデルが設定されなければならない。『基本計画』には、統計レジスター（ビジネスレジスター）のデータソースとなる行政情報と統計情報が網羅され、それらのデータ連結の必要性が述べられているが、統計登録簿型の統計方法論については、ほとんど展開されていない。したがって、わが国における登録簿型統計（Registerstatistics）の意識的組織的な策定は漸く端緒を拓いたと評価しなければならず、『基本計画』の工程表の成り行きを見守らなければならないだろう²⁾。

第2の問題点は、郵送法をもちいる統計調査では、調査員と被調査者との地縁的日常的な対人関係、あるいは調査員の「熱意」や「人柄」を統計実査の足掛かりとすることは難しい。したがって、郵送法による統計実査が成立する基本的な要件は、基本的には調査主体＝政府と被調査者＝市民の現代的な権利・義務関係に立つことである。そのためには、統計調査者が政府であって、調査目的が公共性を保持し、統計情報が政策的に必要であり、回答義務が存在することが、被調査者＝市民によって受容されなければならない（「浜砂敬郎（1990：95 - 98）」、「朝倉啓一郎、浜砂敬郎（1998：53 - 55）」、「浜砂敬郎（1998：350 - 351）」、「吉村彰（2006：22 - 24）」）。このような郵送調査の実効性を確保するためには、回答義務規定と罰則規定を有効に適用することができる社会的制度的な条件が整っていることが、きわめて重要である。

もとより、『基本計画』は、政府統計にたいする国民の理解を促進するために、いろいろな方策（第3章第3節第3項）を掲げている。しかし、報告義務規定の適用についてはまったく

論述されていない。報告義務規定の適用に関連して、第4作業部会報告が、第3章第3節「国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実」において、「非協力者への積極的な対処の必要性」を強調することによって、「具体的な対処方策の検討」を総務省政策統括官室（統計基準担当）に委ねている。それを見ると、検討における考慮事項として、報告義務規定の適用については、つぎのような積極論と慎重論が併記されているだけあるから、統計委員会では、規定適用の方向性が確定されたとは考えられない。

- 「・多数の調査拒否は社会的な損失であることの啓発活動
- ・悪質なケースに対しては、警告等十分な手順を踏んだ上で、罰則適用の検討
- ・非協力の中には調査項目が多すぎて回答できない等様々なケースがあり、罰則適用で反発を受けるおそれ
- ・罰則適用に伴い虚偽回答や調査拒否の誘発などの悪影響のおそれ」（「統計委員会第4作業部会（2008：16 - 17）」）

このように、基幹統計調査の郵送調査化は、報告義務規定の実効性にかんして基本的な課題を提起していることから、われわれは、郵送法が部分的にではあれ、本格的に導入される平成21年経済センサスと平成22年国勢調査の成り行きに大いに注目しなくてはならないであろう。

（註）なお、郵送調査では、その回収法、未報告者の捕捉法と調査票の審査法についても、調査員調査とは別個に本格的な考察がなされる必要がある。そのためには、郵送法をもちいた統計調査（とくに民間事業者に委託された統計調査）の調査過程にかんする全面的な

2) 行政登録簿情報と統計情報の相違については、浜砂（2006）および浜砂（2009）参照。

情報公開を待ち、平成22年国勢調査の進展を見守ることが必要であろう。

最近、調査員調査と郵送調査とでは、回答内容が異なるという興味深い研究結果が報告(土屋隆弘 [統計数理研究所]「統計調査における外部委託や調査法の変更の調査精度への影響」第4回日本統計学会春季集会(2010年3月))されているが、ここでは、両者がよって立つ基本的な組織的制度的な条件に焦点を絞って問題点を指摘した。

(2) 一般統計の作成にかんする課題 (その1)
基幹統計にたいする一般統計の先行性

『基本計画』は、「新たに整備すべき基幹統計」として、「現在推計人口」、「産業連関表」、「完全生命表・簡易生命表」、「社会保障給付費」、および「鉱工業指数」を指示している(「総務省(2008:67-68)」。いずれも、既存の一般統計ないしは事業体報告にもとづく加工統計であって、『基本計画』はそれらの精度向上や対象範囲を検討するように答申している。しかし、総務大臣(統計委員会)の指定権がこれらの基礎データとなっている一般統計や事業体報告に及ばないことに小さくない問題

点がある。それは、データソースとなる一般統計や事業体報告を作成する基本目的が、一部を除き、もともと加工統計を作成することではないからである。したがって、ここでも、『基本計画』における工程表の進行を見守る必要がある。

つぎに、『基本計画』は、「将来基幹統計化を検討する統計調査または統計」として、サービス産業動向調査、通信放送産業基本調査、貿易統計、食料品生産実態調査・油糧生産実績調査・米麦加工食品生産動態等統計調査、エネルギー消費統計調査、第3次産業活動指数、産業連関表(延長表)、宿泊旅行・観光調査、法人建物調査をあげている。～の基幹統計候補のなかで、貿易統計と産業連関表(延長表)を除いて、それらは、すでに承認統計として実施されてきた統計を基幹統計に指定する提案であるが、それに関連する承認統計は単一ではない。

例えば、サービス産業動向調査に関連する統計調査を見ると、4つの基幹統計ないしは一般統計がすでに存在している(表3参照)。

サービス産業動向調査は、経済センサスに統合されたサービス業基本調査に経常調査として

表3 サービス統計

統計調査名	作成機関	法規	開始年	周期	情報	調査法 (全数・標本)	調査法2 (母集団)	調査法3 (実査法)	系統	備考
サービス業基本統計調査	総務	指	1989	5年	構造	標本センサス	事・企	調査員	地自	経セに統合
特定サービス産業実態統計調査	経産	指	1973	年	静・構	全数(限・産業)	企事+PAR	調+郵	地自	
特定サービス産業動態統計調査	経産	承	1987	月	動・経	標本	特サ実+PAR	郵送+ON	直接	
商業・サービス業設備投資動向調査	中小	承	1966	半年	動・経	標本	事・企+商業	郵送+ON	出先	

表4 通信放送産業基本調査（総務：承認：一般 02年開始）に関連する統計群

関連統計調査	法律	開始年	所管	情報	調査法1 (全数・標本)	調査法2 (母集団)	調査法3 (実査法)	調査系統	周期
通信産業動態調査	承	1995	原	經常	標本	AR 通業基名	郵送 On	民委・直	月
通信関連業実態調査	承	1998	原	構・経	全数or標本	PAR	郵送 + On	民委・直	1・2年
通信利用動向調査	承	1990	原	構・経	標本	AR (住基)	郵送	民委・直	年
通信産業実態調査	承	1994	原	構・経	全(裾切)+標	PAR	郵送 + On	民委・直	半年
通信産業基本調査	承	2002	原	構・経	標本(裾切)	PAR	郵送 + On	民委・直	年
企業活動基本調査	指	1992	調	静・構	全数(裾切)	企・事?	郵送 + On	直接	年

対応する統計調査と考えられるが、『基本計画』は、経済産業省が実施している二つのサービス産業にかんする統計調査との関連性については、なにも述べていない。また の通信放送産業基本調査についても、『基本計画』が関連付けを要求する統計調査の他に、3つの統計調査が先行している(表4参照)。しかし、統計調査間の関連性について、検討事項は指示されていないから、経済センサスと工業統計調査や商業統計調査との関係が、サービス産業や情報・通信産業において再生産されることを懸念することは、筆者だけであろうか。

このような基幹統計にたいする一般統計の「先行傾向」は、「将来基幹統計化すべき統計群」についてだけでなく、『基本計画』第2章第2節および第3節の「統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項」と、「社会的・政策的ニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項」においても見受けられる。ここでは、国民経済計算の推計上の課題、ビジネスレジスターの構築・拡充、総合的な福祉・社会福祉統計の整備、医療統計の国際比較可能性の向上、財政統計の整備、ストック統計の整備、職業分類と商品分類、指数基

準や季節調整にかんする統計基準の設定(以上第2節)、サービス業にかんする統計、少子・高齢化とワークライフバランスにかんする統計、生活スタイルにかんする統計、教育問題にかんする統計、環境統計、観光統計、グローバル化に対応する統計、企業活動の変化や雇用形態の多様化に対応する統計(以上第3節)が検討課題として掲げられている。

ここでは、一般統計群そのものの考察に進む前段として、の国民経済計算の課題との雇用形態の多様化に対応する統計について考察しよう。

国民経済計算の課題については、二つの論点だけに触れおこう。

(註) 本稿は、2009年経済統計学会(9月5・6日：北海学園大学)特別セッション「統計改革の実質化 統計基本計画」における報告にもとづいている。同大会には特別セッション「国民経済計算の課題」が設けられていたことから、同報告は、国民経済計算にかんする全面的な検討は、特別セッションに委ねている。

『基本計画』では、国民経済計算の推計にかんする多くの問題点が指摘されている(「総務

省 (2008 : 36 - 41)。それを、経済団体連合会の『経済統計の改善に向けて 四半期別 GDP 速報を中心に 』(「同連合会(2002)」)とあわせて読むと、わが国の国民経済計算が抱える問題点が、きわめて大きく、かつ複雑であることを読みとることができよう。

したがって、第1の論点は、『基本計画』は明確に述べていないが、経団連提言が要請している推計方法の全面的な公開を進めることである。それは、国民経済計算が包括的な加工統計であって、推計の基礎となる多くの統計調査は、国民経済計算の推計を目的として実施されていないからである。そして、基礎データを提供する統計調査群、とくに郵送調査化と民間委託化が進展する一般統計調査群が国民経済計算の精

度に及ぼす影響を明らかにするためには、加工統計論はもとより、統計調査論と統計利用論の専門的な研究者の衆知を集めることが基本に必要と考えられるからである。

第2の論点は、国民経済計算の作成を担当する内閣府の統計調査にかんする問題点である。内閣府では、国民経済計算と産業連関表を推計する基礎データである統計調査や月例経済報告にデータを提供する統計調査が、ほとんど民間事業者への委託によって実施され、実査方法としては、調査員調査と郵送調査が相半ばしている(表5参照)。

ここでも、民間委託された統計調査の郵送調査化が先行していることと、母集団フレームの作成が直接・間接的に行政記録に依存する統計

表5 内閣府の統計調査群

内閣府	法律	開始年	調査法2 (母集団)	調査法3 (実査法)	調査系統	周期
国民経済計算	基	2007				
機械受注統計調査(実績52、見通53:景)	承	1983	有意+生動	郵送+On	直接	月・四半期
法人企業景気予測調査(+財務)(4調査)	承	2004	法企+事企	郵送+On	直接 出先	四半期
民間非営利団体実態調査(SNA)	承	1963	事・企	郵送民委	民委	年
法人企業動向調査(04年 景気予測調査)	承	1984	法企+事企	郵送(民委)	民委	四半期
法人企業景気予測調査予備調査(9調査)	承	2004	法企+事企	郵送	民委	四半期
企業行動に関するアンケート調査	承	1984	P A R	郵送	民委	年
地方公共団体財政支出内容調査(2調:経IO)	届	1980	A R	郵送+調査員	直接	5年
地方公共団体消費状況等調査(:旧経:SNA)	届	1967	A R	On	直接	四半期
月次消費動向調査(8調査)(景気・意識9)	承	2001	国調区	民委の調査員	民委	月
单身世帯消費動向調査(4調査04年 消費)	承	1996	国調区+住基	民委の調査員	民委	四半期
消費動向調査(4調査:景)	承	1957	国調区	民委の調査員	民委	四半期
消費者団体基本調査(2001年まで1年周期)	承	1974	P A R	郵送	民委	3年
景気ウォッチャー調査	承	2000	有意・定義	郵送+ON	民委	月

表6 就業・雇用統計群（調査官庁別、開始年別）

調査名	調査機関	開始年 周 期	調査目的
	総務省		
国勢調査	統計局 国勢統計課	1947 5 年	国内の人口の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料とする。
労働力調査	統計局 国勢統計課	1947 月	国民の就業及び不就業状態の状態を明らかにするための基礎資料を得ること。
就業構造基本調査	統計局 国勢統計課	1956 3～5年	国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ること。
就業希望状況調査	統計局 労働力統計課	2002 一回切	不完全な就業や失業等に伴う就業希望の状況、職業能力向上のための活動状況、雇用保険の受給状況等の実態を把握し、効果的な雇用対策など、行政施策の立案・推進に資する。
	厚労省		
就労条件総合調査 (1966年統合)	統計情報 賃金福祉統計課	1953 1 年	主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度及び退職給付制度等の基本的事項をローテーションにより調査し、その実態を総合的に明らかにすることを目的とする。
労使関係総合調査	統計情報 賃金福祉統計課	1953 5 年	昭和22年に実施した「労働組合調査」及び昭和23年から毎年実施していた「労働組合基本調査」を前身とし、昭和58年からは、昭和47年、52年に実施した「労使コミュニケーション調査」と統合して「労使関係総合調査」に改称し、以来、毎年実施する「労働組合基礎調査」と、労働組合の活動、労働争議・労使関係の実態に関するテーマを5年周期で実施する調査より構成。
雇用動向調査	統計情報 雇用統計課	1964 半年・年	主要産業の事業所における入職者、離職者等についての属性、入職及び離職に関する事情等並びに事業所における求人状況等について調査し、労働力の移動や求人状況等の実態を明らかにすること。
雇用管理調査	統計情報 雇用統計課	1968 年	主要産業に属する企業における常用労働者の採用管理・退職管理について調査し、その実態を明らかにすることを目的とする。
家内労働等実態調査	雇均・童庭 局短時間・ 在宅労働課	1971	全国の委託条件等、家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料とする。
日雇求職者就労状況 等調査	職安局 雇用政策課	1971 年	公共職業安定所に登録されている日雇求職者の事業別就労日数、賃金等の実態を把握し、業務運営の基礎資料とする。
出稼労働者雇用等実 態調査	職安局 雇用開発課	1973 4 年	出稼労働者の就労地域、就労経路、就労理由及び地元就労機会の有無等を把握し、今後の出稼労働者対策の基礎資料とする。
雇用状況実態調査	職安定局 雇用政策課	1975 年	今後、雇用機会の拡大が期待される第三次産業について、労働者の増減及び労働者の採用等に関する今後の見通し等を把握し、今後の雇用対策の基礎資料を得る。
就業形態の多様化に 関する総合実態調査	統計情報 雇用統計課	1994 不定期	事業所における労働者の就業実態、人事労務管理面での対応の実態や、増加しつつある、いわゆる非正社員の意識・労働条件の実態等を把握し、経済社会の構造変化に的確に対応した労働政策立案の基礎資料とすることを目的とする。

能力開発基本調査 (05まで民委06承)	職能開局 総務課	2001 1年	我が国の企業における労働者の能力開発の実態を正社員・非正社員の別に明らかにし、職業能力開発行政を推進するための基礎資料を得る。
求職者総合実態調査	統計情報 雇用統計課	2002 不定期	公共職業安定所に求職申込みを行った求職者について、職歴、求職理由、求職条件、求職申込み方法、公共職業訓練の内容等を調査し、今後の雇用対策及び雇用保険事業の合理的運営に資する。
派遣労働者実態調査	統計情報 雇用統計課	2004 一回切	派遣期間の延長や物の製造の業務への解禁等を内容とする労働者派遣法の改正が行われたことから、今後さらに派遣労働者が増加し、その就業の実態も大きく変わっていくことが予想される。このため、事業所における派遣労働者の業務内容や派遣期間等、派遣労働者の就業の経歴や就業条件等を把握し、もって職業安定行政の円滑な実施の基礎資料を得る。
有期契約労働に関する実態調査	統計情報 雇用統計課	2005 一回切	働き方の多様化が進む中、平成15年の労働基準法改正では、労働契約期間の上限の見直し等が行われ、施行後3年経過時の検討条項も設けられている。このため、事業所における有期契約労働者の雇用・就業の実態、契約更新と雇止めの状況等を総合的に把握し、もって厚生労働行政の円滑な実施の基礎資料を得る。

調査が多いことを確認することができよう。
『基本計画』は、政府の月例報告等にデータを
提供する統計調査の民間委託化には、慎重であ
るべきことと答申しているが...(総務省(2008:
22)。

表6は、のなかの雇用形態の多様化に対応
する統計の作成状況を見るために、就業・雇用
にかんする統計調査を省別(総務省と厚生労働
省)、実施開始年次別にまとめている。それを
見ると、わが国の就業・雇用統計は、大まかに
言って、就業実態や雇用形態にかんする統計群
から始まり、つぎに企業の雇用管理・政策面
にかかわる統計群が続き、近年では、非正規・有
期契約雇用者にかんする統計が出現している。
ここでも、先行する一般統計群に、遅れて基幹
統計が指定される実情が見て取ることができ
よう。先述したように、『基本計画』では、基幹
統計を中心に政府統計の体系的な整備が進め
られることになっている。しかし、基幹統計は、
社会経済の新しい統計需要を先取りする一般統

計に先導されながら設定されていく様相を確認
することができよう。

(3) 統計作成にかんする課題(その2) 統計 作成の「原局化現象」

一般統計の新設と改廃には、総務大臣の承認
事項(第19条)として、基幹統計の指定審査事
項(第9条第2項と第3項)が準用され、その
適合要件(第20条9項)として、二つの審査基
準(調査の非重複性と技術的な合理性)が掲げ
られている。しかし、基幹統計と異なって、統
計委員会の意見聴取は規定されておらず、承認
のための審査では、調査内容と調査方法の調査
目的にたいする必要・十分性(第2章第2節第
1款基幹統計第10条第3項)は問われない。し
たがって、承認・届出統計群が抱えていた問題
点は、その是正措置が統計委員会と『基本計画』
ではほとんど執られないために、一般統計群に
そのまま持ち越されている。承認統計群の問題
点は早くから意識されてきたが、つぎのような

指摘は、とくに承認統計群の特徴をよく捉えている。

「...、各省のセクショナリズムと機構全体自体の複雑さから生ずる混乱と重複は、官庁統計の相当な顕著な特徴である。統計調査について各省のいわゆる縄張りをとりのぞくことは困難であるばかりか、統計調査こそ各省の縄張りの第一線なのであって、これをまもることが他の行政分野における縄張りをまもるゆえんだ、という意識が各省間に支配しているように考えられる。

そして以上の総結果は、おそらく個々の官庁統計の調査主体の意図とはまったく反対に、利用範囲の狭隘な、目的的な行政目的にのみ奉仕する統計の作成、統計利用者の困惑、社会的真実の隠蔽となり、その改善のための努力は、往々にして統計機関の“整理統合”を招来したりしているのである。」（「美濃部亮吉・松川七郎編（1956：12）」、および「浜砂敬郎（1988）」参照）

このような戦後統計機構の形成・確立期に、分散型統計システムが政府統計の作成と利用に「無政府性」をもたらすことが、統計行政の中枢に位置する指導者の批判的な意識に登ってい

たことは注目すべきことである。さらに、統計システムの「無政府性」の拡大は、各省庁の統計主管部局の統計調査と併行して、行財政部局の統計調査が「盛行」する統計作成の「原局化」現象に進展する。

「このこと（政府省庁の人事・予算制度、財政収縮や定員削減...筆者注）は一方において、時代のニーズに適時的確に反応する統計の作成は、統計主管部局よりはむしろ、当該行政を所管する原局によって、極度に分散された状態で行われる傾向に拍車をかけることになりかねない。これら原局の企画実地する統計調査は、統計主管部局がその資源の制約のためにニーズに対応できないことから、いわば緊急避難的な意味で行われるものであるために、統計の比較可能性や制度について、多くを期待することはできない性質のものである。そしてまた、調査結果の多くは、当該行政の主管部局の資料として処理され、折角のデータが散逸しあるいは任意に廃棄されてしまう心配がある。

こうして統計主管部局の行う統計事業と、原局の行う統計事業とが、互いに跛行的な進路をたどることにより、官庁統計が極度に分散され

表7 実査方法別統計調査数（経済産業省主管）

調査実施部局	調査数	調査員調査	郵送 + O n	混合調査	うち民間委託
経済産業政策局調査統計部	17	3	10	4	1
その他の行政原部局	16	0	16	0	9

表8 実査方法別統計調査数（総務省主管）

調査実施部局	調査数	調査員調査	郵送 + O n	混合調査	その他	うち民間委託
統計局	17	11	2	3	1	3
その他の行政原部局	20	1	18	1	0	8

た状態で作成され、その結果、統計の体系性、整合性に乱れが生じ、比較可能性の確保が一層困難となる事態が予見されるのである。」(「工藤弘安(1981:2-3)」)

本節では、統計作成の「原局化」現象が、『基本計画』の課題となっている制度的な問題点(調査業務の民間委託化)、および基幹統計群に看取されるような上述の調査方法的な問題点と相まって、統計システムにおよぼす影響とその方向性を素描する。

表7と表8は、政府の各省庁における一般統計の作成状況を見るために、経済産業省と総務省の統計調査群を、調査実施部局(統計所管部局)とその他の行財政原部局)別に区分し、実査方法に着目して整理している。

経済産業省の統計所管部局=経済産業政策局調査統計部が作成する統計には、基幹統計も含まれているが、行政原部局が作成する統計は、すべて一般統計である。実査方法を見ると、行政原部局が実施するすべての統計調査(16調査)が郵送調査法をもちいており、母集団フレームの作成については、行政レジスターによっている統計調査が10、他の統計調査によるものが2、両者の混合様式をとる統計調査が4調査である。また、実査業務が民間事業者に委託されている統計調査は9調査に登っている。

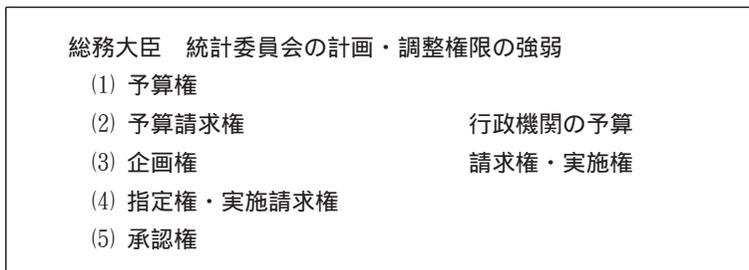
このような郵送化・民間委託化の状況は、統計調査数が多い厚生労働省、農水省や国土交通省のような大きな省庁でも進んでいる。先ほど紹介した内閣府は、その端的な事例である。

また、同じ総務省でも、統計局が所管する統計調査は17調査で、そのなかの11の統計調査が調査員調査にもとづいており、郵送調査は2つに、また民間委託調査は3つに止まっている。総務省の行政原部局が実施する20の統計調査には1つの基幹統計調査が含まれているが、調査員調査は1つにすぎず、郵送調査は18で、民間委託調査は8に登っている。そして、旧自治省と旧郵政省関係の一般統計では、母集団が行政レジスター(AR)によって作成されている統計調査が8つになっている。

(註) 総務省統計局における基幹統計調査の民間委託化の状況については、『平成19年度統計基準年報』(39-44)を参照。

要するに、一般統計群のうち、とくに行財政原部局が作成する統計群では、郵送調査化が進み、また民間委託化が広範に進展している。換言するならば、予算が獲得できて、統計調査の企画能力があれば、実査組織を備えていなくても、統計調査が実施されている実情が浮かび上がっている。そして、行政記録や業界資料から、母集団フレーム(統計レジスター)が作成でき

図1 統計調査に関連する行政権限の関係



ることは、そのような統計作成の原局化現象をいっそう進める技術的な要因と位置づけることができよう。

また、行財政原部局における一般統計の作成状況を、「予算が獲得できて、統計調査の企画能力があれば」と表現したが、それは、統計調査の設定にたいして予算権や企画権がいかに重要であるかを物語っている。新統計法が定める総務大臣 統計委員会の指定権は、とうぜん旧統計法下の承認権（第7条）より、能動的な計画・調整権限であるかも知れないが、予算権、予算請求権、さらには企画権と比較して、それほど強力な権限とはおもわれない。さらに指定権は、基幹統計に限定され、一般統計にはおよびない。このように考えてくると、一般統計群をめぐる行財政事情が、基幹統計群にたいして一般統計群が備える先行性を通して、政府統計全体の体系化を基底から方向付けていることをうかがうことができよう。これが一般統計作成の原局化現象の看過することができない現況である（2010年5月10日脱稿）。

（註）（3）の企画権については、1946年7月19日 統計制度改善委員会答申（大屋祐雪「統計委員会と統計使節団」（『経済学研究』33巻3・4号1967）他、山中四郎・河合三良『統計法と統計制度』1950参照

（4）の指定権を新統計法は、「行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画に

おいて作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」（第2条第4項の3）と定めている。

そして、統計調査の指定において、統計委員会の意見聴取を義務づけていることは先に述べたところである（第7条第1項）。

予算権ないしは予算請求権に関連して、『基本計画』は、各政府省庁における統計予算と定員面の取り組み状況にかんする情報共有・調整の場を設定し、概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出することによって、統計予算の確保と有効活用をはかるために「財政当局に働きかける」ことを答申している（『総務省（2009：55 - 56）』）。

参考文献

朝倉啓一郎・浜砂敬郎（1998）「国勢調査員の職業類型と統計環境の地域的動向」『日本統計研究所研究所報』 24 pp.47 - 67。

大屋裕雪（1995）『統計情報論』、九州大学出版会。

経済団体連合会（2002）『経済統計の改善に向けて — 四半期別GDP速報を中心に —』、経済団体連合会ホームページ。

工藤弘安（1981）「統計整備の現状と将来展望 — 統計制度の観点から —」『統計学』41号 pp.1 - 11、経済統計学会。

総務省（2008）『公的統計の整備に関する基本的計画』、総務省。

総務省政策統括官（統計基準担当）（2008）『統計調査総覧国（府省等）平成18年』、総務省。

竹内啓他（2009）「特集 公的統計整備基本計画」『統計』2009年4月号、日本統計協会。

統計委員会基本計画部会第2作業部会（2008）

- 『第2ワーキンググループ報告書』、統計委員会。
- 統計委員会基本計画部会第3作業部会 (2008)
『第3ワーキンググループ報告書』、統計委員会。
- 統計委員会基本計画部会第4作業部会 (2008)
『第4ワーキンググループ報告書』、統計委員会。
- 浜砂敬郎 (1988) 「統計調査体系論ノート」『経済学研究』(九州大学)第54巻第4・5合併号、pp.113 - 131。
- 浜砂敬郎 (1990) 『統計調査環境の実証的研究 - 日独比較分析 - 』、産業統計研究社。
- 浜砂敬郎 (1998) 「構造転換期における統計調査環境の一断面 - 国勢調査員の任用類型と統計環境の地域的動向 - 」『経済学研究』(九州大学) 第64巻第5・6合併号、pp.325 - 352。
- 浜砂敬郎 (2006) 「人口センサスにおける方法転換問題と統計学研究の課題」『統計学』第90号記念号、pp.305 - 317。
- 浜砂敬郎 (2008) 「ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題 (その3) - 住民登録簿の一般性とデータ連結(世帯形成) - 」『経済学研究』(九州大学) 第75巻第2・3合併号、pp.1 - 28。
- 浜砂敬郎 (2009) 「現代センサス革命の一断面 - ドイツの2011年統計登録簿型人口センサスについて - 」『熊本学園大学経済論集』第15巻第3・4合併号、pp.17 - 34。
- 美濃部亮吉・松川七郎編 (1956) 『統計調査総覧』、東洋経済新報社。
- 吉村彰 (2006) 「国勢調査の回答などの義務化を考える」『ESTRELA』2006年10月号 (151) pp.22 - 24、統計情報開発センター。

[九州大学名誉教授]

別表 戦後の指定統計調査の改廃

指定番号	中止調査名	作成機関	指定年	周期	中止年	改 廃 後	
3	農 林 水 産 業 調 査	農水	1947	年	1949		[臨時]
4	宅 地 制 度 調 査	戦復	1947	一回切り			一回切り
9	学 校 教 員 調 査	文部	1947	3 年	1965	1971 学校教員統計 (指定統計第62号) に統合	統合
12	昭和23年常住人口調査	総理	1948	一回切り			一回切り
16	漁 業 権 調 査	農林	1948	一回切り			一回切り
17	船 員 毎 月 勤 労 統 計	総理	1948	月	1957	船員労働統計 (指定統計第90号) に統合	統合
18	昭和24年家畜センサス	農林	1948	一回切り			一回切り
19	織 維 流 通 統 計	経産	1948	月	2001	2002 承認統計に移行	承認
20	昭 和 2 4 年 農 地 統 計	農林	1949	一回切り			一回切り
21	海 難 統 計	運輸	1949	月	1971	届け出統計	届出
22	特別消費者価格調査	総理	1949	半期	1950		臨時
24	生産財実効価格統計	経安	1949	月	1951		臨時
27	石炭需給動態統計	経産	1949	月	2001	根拠法・政策的措置の終了	終了
31	埋蔵炭量炭質統計調査	通産	1950	5 年	2001	根拠法・政策的措置の終了	終了
34	百貨店販売統計	通産	1950	月	1978	1978年より商業動態統計調査 (指定統計第64号) に統合	統合
36	農 家 経 済 調 査	農水	1950	月次	1994	農業経営統計に改編	改編
38	養 蚕 収 繭 量 統 計	農水 調	1950	年	2002	2002年以降、承認統計に移行	承認
39	農 業 動 態 調 査	農水	1950		1955		臨時
41	林 野 利 用 状 況 調 査	農水	1950	一回切り			一回切り
42	国 際 観 光 統 計	運輸	1951	月	1982	?	?
47	産 業 教 育 調 査	文部	1952	年	1985	?	?
49	非鉄金属等需給動態統計	経産	1952	月	2002	承認統計に移行	承認へ
52	鹿児島大島郡十島村人口調	総理	1952	一回切り			一回切り
55	勞 働 生 産 性 統 計	共管	1952	年	1985	農水; 通産; 労働 ?	?
58	貿 易 業 態 統 計 調 査	通産	1952	年	1995	?	?
59	緊急養蚕業基本調査	農林	1952	一回切り			一回切り
60	厚生行政基礎調査	厚生	1953	年	1987	国民生活基礎調査に回編	改編
68	国 民 健 康 調 査	厚生	1953	年	1986	国民健康・栄養調査	承認
70	奄美群島人口統計	総理	1954	一回切り			一回切り
72	個 人 別 賃 金 調 査	労働	1954	一回切り			一回切り
73	職 種 別 等 賃 金 実 態 調 査	労働	1954	年	1964	賃金構造基本調査へ?	?
74	学 校 設 備 調 査	文部	1954	不定期	1969	1967年より体育スポーツ施設現況調査	届出
75	昭和30年臨時農業基本	農林	1954	一回切り			一回切り
78	奄美群島農業・漁業基本	農林	1955	一回切り			一回切り
79	社 会 医 療 調 査	厚生	1955	3 年	1974	1974年より社会医療診療行為別調査 (届出統計) に	届出

80	地域別等就業調査	労働		1955	一回切り			一回
81	S 45国富調の法人資産	経企		1955	5年	1970		廃止
82	学校給食調査	文部		1955	不定期	1985	学校・給食栄養調査（届出統計）に	届出
85	S 45国富調の個人企業資産	経企		1956	5年	1970		廃止
86	S 45国富調の家計資産	経企		1956	5年	1970		廃止
88	中小企業労働実態調査	労働		1956	一回切り			一回切り
89	S 45国富調地公共資産	経企		1956	5年	1970		廃止
91	法人企業投資実績統計	経企		1957	年	1973	承認統計 1974～83法企投資動向 1984～法人企業動向調査	承認
92	緊急畜産センサス	農林		1957	1年	1959		臨時
93	工業実態基本調査	通産		1957	5年	1987	1998商工業実態基本（指定）に統合	改編
95	紙流通統計	経産		1958	月	2001	他の統計（貿易統計・生産動態）による（代替）	代替
96	沿岸漁業臨時調査	農林		1958	一回切り			一回切り
98	商業実態基本調査	通産		1959	6年	1992	1998商工業実態基本（指定）に統合	改編
100	米生産費統計調査	農水		1960	年	1995	1996農業経営統計（指定）に統合	改編
101	機械器具流通統計	通産		1961	月	1990	?	?
102	昭和51年果樹基本統計	農林		1962	5年	1976	?	?
105	S 41年厚生省生活総合	厚労		1966	一回切り			一回切り
106	S 41年食糧消費総合統計	農林		1966	一回切り			一回切り